

第5期 雲南市農業委員会第31回総会議事録

1. 日 時 平成29年1月24日(火) 13:30~15:37

2. 場 所 市役所3階 301会議室

3. 出席委員(29名)

1番 渡部洋一	2番 高尾茂通	4番 竹内 勉	5番 片寄健治
6番 日野一夫	7番 鳥谷悦雄	8番 高橋敬二	9番 永井尚二
10番 周藤寛洲	12番 橋本 博	13番 松原利廣	14番 高田 耕
18番 白築 進	19番 白築美雄	20番 中西康一	21番 嘉本輝雄
22番 渡部満憲	23番 鶴原能也	24番 廣澤幸博	25番 錦織邦男
26番 岡田 伸	29番 山本裕子	31番 陶山直利	32番 小田久義
33番 藤原 好	34番 山本博子	35番 宇都宮敏章	36番 石橋義明
37番 加藤一郎			

4. 欠席委員(8名)

3番 岡田康弘	11番 藤原修至	15番 青木征温
16番 内部武雄	17番 柳原昌広	27番 持田明典
28番 川上蘆求	30番 高島幹雄	

5. 事務局又は説明者

事務局長 長妻英文	統括主幹 女鹿田比文	
主 幹 白築 香	主 幹 大塚雄彦	
(農林振興課)	統括主幹 小林洋治	
(国土調査課)	統括主幹 加藤孝幸	統括主幹 高橋 篤
	統括主幹 金山 博	主 幹 岡田剛志

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第188号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について
- ・議第189号 農地法第2条第3項の規定による農地所有適格法人の資格認定について
- ・議第190号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第191号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得『下限面積』の設定について
- ・議第192号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議第193号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議第194号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

- ・議第195号 地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見具申について
- ・議第196号 雲南市農業委員会の委員の選任に関する規則について
- ・議第197号 雲南市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則について
- ・議第198号 雲南市農業委員会の委員に関する評価委員会設置要綱について
- ・議第199号 雲南市農業委員会の農地利用最適化推進委員に関する選考委員会設置要綱について

7. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>定刻になりました。 ご起立ください。 一同互礼。 ご着席ください。</p>
議 長	<p>少し時期が遅くなりましたが、今年初めての総会です。皆さん明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひいたします。皆さん方それぞれご健勝で新しい年をお迎えになり、誠にお喜びを申し上げるしだいでございます。本年もお元気でいよいよご活躍の年であることをご祈念申し上げます。農業委員会も前から話しておりましたが、1月から権限移譲を受けております。後ほど議事を進める中でご理解をいただけたと思いますが、大幅に雲南市農業委員会の権限が拡大することによって、県の常設審議委員会にかかる案件が少なくなる状況です。ここで決定すればすぐ申請者の方に通知ができることで、恐らく10日くらい早く許可が下りることとなります。この総会をもって最終結審をする案件が多くなったということです。それだけにまたこの委員会の判断、責任もいっそう重くなってくるのではないかと思います。皆様方の活発なご意見そして適正な判断を念頭にあたりお願ひするしだいでありまして、どうかよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただ今の出席委員は29名であります。 定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第31回総会を開会いたします。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。</p>
議 長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、25番 錦織邦男委員、26番 岡田 伸委員を指名します。</p>
議 長	<p>日程第2、諸報告を行います。 事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・合意解約届出（農地法第18条第6項通知）の受理について ・田畑転換届出の受理について ・農地法第4条第1項第8号（施行規則第32条第1号）届出書（農業用施設用地転用届）の受理について ・農地法第5条第1項の規定による届出の受理について ・会議等の報告事項について ・会議等の予定について
議 長	<p>以上で諸報告を終わります。</p> <p>それでは、諸報告について質問等がありましたら、挙手の上発言をお願いします。なお、発言をされる委員は、最初に議席番号とお名前をお願いいたします。質問はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（無しの声あり）</p>
議 長	<p>質問が無いようですので、以上で諸報告を終わります。</p>
議 長	<p>日程第3、議案の上程を行います。</p> <p>それでは最初に、「議第188号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書8ページ「議第188号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について」説明します。</p> <p>9ページをご覧ください。</p> <p>申請番号1番</p> <p>〇〇市〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿、畑、現況、山林で面積は65㎡、権利の種別は非農地証明で、所有者は有限会社□□、代表取締役□□□□さん、非農地の事由は、「現況が農地でなく山林原野化してしまったため、非農地証明を受け地目変更をしたい」ということです。平成29年1月6日に現地調査を行っており、確認委員は、〇〇委員さんです。この土地は所有者が□□となっております。平成12年1月、車庫及び自転車置場として5条許可を受け所有権移転をし、完了届も提出されていますが1筆のこの農地については事業計画からはずれ山林原野化が進んだものであります。今後、事業の意向がなく、周辺は原野、宅地、墓地に囲まれた1筆の農地で周辺農地の営農上支障がなく、山林原野化が進み農地への復旧は困難な土地であり、非農地証明して問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">（無しの声あり）</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第188号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について」は、申請のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第188号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について」は、申請のとおり承認することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第189号 農地法第2条第3項の規定による農地所有適格法人の資格認定について」を議題とします。</p> <p>農林振興課より説明を求めます。</p>
農林振興課	<p>農林振興課担い手支援グループの小林です。</p> <p>私の方から、議第189号について説明させていただきます。議案書10ページから資料を添付しております。ご覧ください。</p> <p>今般、市内において農事組合法人が設立され、今後の利用権設定等におきます認可に必要となるため、農地法第2条第3項の規定による農地所有適格法人の資格認定を農業委員会にお諮りするものでございます。</p> <p>今般設立された法人ですが、議案書11ページに事業計画を添付しております、〇〇町〇〇地区の農事組合法人〇〇でございます。</p> <p>圃場整備事業の実施に併せて、今月1月15日に設立総会を開催され、組合員の出席のもと立ち上げられたところです。</p> <p>元々、営農組合で農業経営を行っておられた集落でありましたが、農業生産の共同化と効率的、生産コストの低減などを図り、組合員の共同利益の増進と集落の農地維持を目的に法人化されております。</p> <p>法人の内容でございますが、構成員51名で、理事6名及び監事3名の役員体制、〇〇さんが代表理事であります。</p> <p>次の12ページにありますように、部会並びに施設園芸の特別検討委員会も設置され、今後の事業検討をされる予定となっております。下段には事業内容が記載されて</p>

発信者	議 事 録 要 旨
農林振興課	<p>おります。農業の経営のほか、農業に関連する事業と併せ行う林業の経営、附帯事業となっております。</p> <p>13ページの6. 資金計画から9. 農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人の要件整備状況につきましては、詳細を次のページから添付しております。</p> <p>14ページは経営計画書となっております。水稻のほか、先ほどの検討委員会で検討されながら、水稻育苗後のハウスを利用した施設園芸にも取り組む計画となっております。</p> <p>15ページから17ページに経営収支計画を添付しております。今後は圃場整備された圃場を順次利用権設定されながら集積を図られる計画であります。詳しい内容をご覧ください。</p> <p>次の18ページに組合員名簿を添付しておりますし、本日お配りしました資料として登記事項証明書の写しを添付しております。登記日は1月18日であります。</p> <p>法人の説明は以上です。</p> <p>次に、お諮りする農地所有適格法人の認可について説明いたします。</p> <p>19ページに別紙として農地所有適格法人の要件にかかる事項を添付しておりますのでご覧ください。</p> <p>1点目は、組織要件でありまして、農事組合法人のため適合であります、2点目に、事業要件であります、主たる事業が農業と農業関連事業であるため適合であります。</p> <p>最後に3点目の業務執行役員要件であります、下の表のとおり、理事の過半が年間150日以上農業関連に従事し、さらにそのうち1名以上が60日以上農作業に従事される見込みであるため適合となります。</p> <p>以上のように、今般、設立されました法人につきましては、いずれの要件も満たしていると判断し、資格を有するものとして認可をお願いするものでございます。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、農林振興課より説明がありましたが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第189号 農地法第2条第3項の規定による農地所有適格法人の資格認定について」は、提案のとおり了承することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>よって、「議第189号 農地法第2条第3項の規定による農地所有適格法人の資格認定について」は、提案のとおり了承することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第190号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書20ページ「議第190号 農地法第3条の規定による許可申請について」説明します。</p> <p>21ページをご覧ください。4件の申請が出ております。</p> <p>申請番号1番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿、現況とも畑で面積は87㎡です。権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「高齢になり耕作が困難になったため、申請地近隣の譲受人に譲渡する」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さんで申請事由は、「申請地を譲り受け、耕作する。」ということです。本申請農地は譲受人の居宅のすぐ隣接の農地ですすでに譲受人が管理をされており、土地代は無償とのことです。確認は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号2番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△外3筆、地目は登記簿、現況とも田が2筆、畑が2筆で面積の合計が3,617㎡で、いずれもブドウハウスが建てられ、ブドウが栽培されている農地です。権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さんで申請事由は、「譲受人から新規就農の為の譲受希望があったため」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さんです。申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を主宰する。」ということです。住所が〇〇町となっておりますがお母さんの実家で祖父母が営農されていたブドウ施設を引き継がれるもので、親戚ということで土地代は無償です。先ほど諸報告のなかで認定審査会の内容を報告しましたが、認定を受けられ新規就農者としてシャインマスカットをはじめとした高品質のブドウの栽培を計画されております。また野菜なども手掛けられる予定です。野菜については十分経験を積んでおられ、ブドウについては未経験ということで平成28年の1月から12月までの1年間、雲南市の就農サポート事業を利用し、近所のブドウ農家で研修されております。このブドウ農家さんには引き続き指導を仰いでいかれるとのことです。確認は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号3番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△外5筆、地目は登記簿、現況とも田が5筆、畑が1筆で面積は合計で7,102㎡です。権利の種別は3条の使用貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さんで申請事由は、「後継者に貸し付ける。」ということです。借受人は、〇〇町〇〇の同じ世帯の息子さんである△△△△さんです。申請事由は、「申請地を借り受け、農業経営を主宰する。」ということです。農業者年金の関係でこの度、再設定をされるものです。確認は〇〇委員さんです。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>申請番号4番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿、現況とも畑が2筆で面積は合計で2,439㎡です。権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さんで申請事由は、「後継者に農地を譲り渡す。」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の同じ世帯の息子さんである△△△△さんです。申請事由は、「申請地を譲り受け、耕作する。」ということです。先ほどの申請番号3番については使用貸借の再設定の申請ですが、この2筆については再設定の対象にならず所有権を後継者に移転する必要がありますこのたび所有権移転の手続きをされるものです。確認は同じく〇〇委員さんです。</p> <p>本案件について「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、機械の保有等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれ、下限面積要件も満たしています。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上、ご審議をよろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明をいたしましたが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第190号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第190号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第191号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得『下限面積』の設定について」を議題とします。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書23ページ「議第191号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得『下限面積』の認定について」説明します。</p> <p>議案書25ページ及び資料No.2をご覧ください。</p> <p>議案上程の理由は、空き家付農地について、指定追加及び指定解除の事案が発生したためです。議案書25ページの別表2、農地法施行規則第17条第2項の適用につきまして、新たに〇〇町〇〇△△-△、〇〇町〇〇△△-△の2筆を加え、〇〇町〇〇△△-△、〇〇町〇〇△△-△、の2筆を解除し、計48筆を区域としたいと考えております。対象物件の詳細は資料No.2の4、5ページをご覧ください。</p> <p>承認を得ることができましたら、平成29年1月24日告示といたします。また、変更後の空き家付対象物件は資料No.2の1ページのとおり、15物件となります。</p> <p>以上の案件、ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第191号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得『下限面積』の認定について」は、提案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第191号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得『下限面積』の認定について」は、提案のとおり決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第192号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書26ページ、「議第192号 農地法第4条の規定による許可申請について」提出のあった案件について説明をいたします。</p> <p>27ページをご覧ください。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>申請番号1番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿、現況ともに田で、面積は181㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は、駐車場で駐車区画2台分を建築されます。</p> <p>転用の理由は、孫夫婦が同居することになり車庫がなく、車の駐車場と、ディサービスの車両回転場として利用したいとのことです。2種農地で農用地除外の許可が平成28年12月26日に出されています。確認は〇〇委員さんです。</p> <p>農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第4条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない。」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>申請番号2番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿、現況ともに畑で、面積は9.99㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地で墓碑1棟を建築されます。</p> <p>転用理由は、現在の墓地が山の中腹にあり参道も一部崩落し危険なため申請地に移転したいとのことです。</p> <p>2種農地で農用地除外で確認は〇〇委員さんです。</p> <p>農地区分、許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>申請番号3番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、他1筆で地目は登記簿、現況ともに畑で、面積は25.99㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地及び管理地で墓碑1棟分を建設されます。</p> <p>転用理由は、現在の墓地が急な参道の先にあり、管理や参拝ができない為、申請地に移転するとのことです。</p> <p>2種農地で農用地除外で確認は〇〇委員さんです。</p> <p>農地区分、許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>申請番号4番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿、現況ともに畑で、面積は9.99㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地及び管理地で墓碑1棟分を建設されます。</p> <p>転用理由は、現在の墓地は山の中腹にあり、参道が一部崩壊の危険もあるため申請地に移転するとのことです。</p> <p>2種農地で農用地除外の許可が平成28年12月26日に出されています。確認は〇〇委員さんです。</p> <p>農地区分、許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>申請番号5番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿、畑、現況、墓地で、面積は10㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地で墓碑1棟分を建設されます。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>転用理由は、現在の墓地は急傾斜な参道の先にあり、参拝や管理ができないので申請地に移転するとのことです。始末書が出されており平成28年9月から墓地として利用してきたとのことです。</p> <p>2種農地で農用地除外の許可が平成28年12月26日に出されています。確認は〇〇委員さんです。</p> <p>農地区分、許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>申請番号6番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿、現況ともに畑で、面積は9.98㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地で墓碑1棟分を建設されます。</p> <p>転用理由は、現在の墓地が急な参道の先にあり、管理や参拝ができない為、申請地に移転するとのことです。</p> <p>2種農地で農用地除外の許可が平成28年12月26日に出されています。確認は〇〇委員さんです。</p> <p>農地区分、許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>以上、報告いたします。ご審議をよろしく願います。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。</p>
4 番	<p>4番〇〇です。5番の始末書の案件ですが、申請人の□□□□さんは〇〇にお勤めでこの実家に居られません。昨年の春にお父さんが亡くなられ、それまで息子さん夫婦が居られましたが、家から出られ別所帯です。□□さんのお母さんもお父さんよりずっと早くに亡くなられ、ご両親はおられません。□□さんのおばあさんは80代後半のご高齢であり、ご健在でこの住所に一人で暮らしておられます。昨年の夏ごろに息子の墓地を新しくしたいということで相談があり、除外申請の手続きをしてもらいました。□□さんにはこれが済んだら転用の申請をしてもらおうよう言っておりましたが、□□さんは〇〇に住んでおられることから、おばあさんはこれでよいものだと思います□□さんに何も言わず、発注をかけてしまわれました。写真のとおり立派な墓地と墓碑ができており、どうしたものかと思いました。おばあさんは農振除外でいいものとの思い込みと、早いうちに息子と嫁の墓を新しくしてやりたいと急いでおられ、故意にやられた訳ではありません。□□さんは大変申し訳ないとお断りされましたが、おばあさんはどこまでわかれたのか疑問に思いました。場所は〇〇地区の一番離れたところに生活しておられ、特に場所的にはどうこうありませんが、事前着工してしまったということで孫さんからお断りがありましたので、どうか察していただき認可いただければと思います。以上です。</p>
議 長	<p>他に補足説明はありませんか。無いようですので、ただ今事務局並びに確認委員から説明をいたしました。質疑はありませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>無いようですので質疑を終わります。</p> <p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第192号 農地法第4条の規定による許可申請について」は、島根県農業会議 常設審議委員会からの意見聴取が不要の案件です。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第192号 農地法第4条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第193号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書29ページ「議第193号 農地法第5条の規定による許可申請について」説明します。</p> <p>30ページをご覧ください。</p> <p>申請番号1番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿 田、現況 畑、面積は255㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。転用目的は駐車場で、駐車区画6台分を建設されます。転用理由は、「自家用車4台、来客用2台分の駐車場を整備したい。」ということです。平成28年12月26日に農用地除外の許可が出ており、土地代は10アール当たり2,745,000円、確認は〇〇委員さんです。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>申請番号2番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも田、面積は701㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。譲受人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。転用目的は個人住宅で、住宅1棟69.85㎡、車庫1棟48.00㎡を建設されます。転用理由は、「家族が増え、申請地を譲り受け居宅を新築したい。」ということです。平成28年12月26日に農用地除外の許可が出ており、土地代は無償、確認は〇〇委員さんです。農地区分、許可条項は先ほどの1番と同じであります。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>申請番号3番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△外2筆、地目は登記簿 田、現況 畑、面積は1,077 m²です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は(株)△△ 代表取締役△△△△さんです。転用目的は太陽光発電施設で、太陽光発電パネル256枚、501 m²を建設されます。転用理由は、「申請地に太陽光発電所を設置したい。」ということです。平成28年12月26日に農用地除外の許可が出ており、土地代は10アール当り750,000円、確認は〇〇委員さん、〇〇委員さんです。農地区分、許可条項は先ほどの1番と同じであります。</p> <p>申請番号4番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿・現況とも田、面積は1,127 m²です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、□□□□さんです。譲受人は△△(株) 代表取締役△△△△さんです。転用目的は資材置場で、現場プレハブ3棟109.54 m²、バックホー駐車区画2台分、工事用看板20枚、道路安全用施設置場に使用されます。転用理由は、「近隣現場の資材置場として利用したい。」ということです。平成28年12月26日に農用地除外の許可が出ており、土地代は10アール当り15,980,000円、確認は〇〇委員さん、〇〇委員さんです。農地区分、許可条項は先ほどの1番と同じであります。</p> <p>申請番号5番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも田、面積は656 m²です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。転用目的は個人住宅で、住宅1棟63.80 m²、車庫1棟36.00 m²を建築されます。転用理由は、「家族が増え現在の住居が狭くなった為、申請地を譲り受け個人住宅を建築する。」ということです。平成28年7月20日に農用地除外の許可が出ており、土地代は10アール当り760,000円、確認は〇〇委員さんです。農地区分は、「土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地である」ことから、第1種農地と判断いたしました。許可条項は規則第33条第4号に規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の「集落接続」に該当すると考えます。</p> <p>なお、申請番号5番につきましては、1種農地に該当することから島根県農業会議の常設審議委員会に諮問を行う案件です。その答申を受けて許可書を交付することになります。</p> <p>以上5件の案件、ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。</p>
21番	<p>21番〇〇です。案件の3番ですが、わたくし〇〇と〇〇委員とで確認しました。お手元の図面では53ページから写真が載っていますが、先ほど事務局から説明がご</p>

発信者	議 事 録 要 旨
21番	<p>ございましたとおり、第2種農地ということであり現況は荒廃している状態であります。既に図面でご覧のように山砂を採取した後に太陽光発電パネルを設置するということです。二人で確認し了承をしたところです。よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>他に補足説明はありませんか。無いようですので、ただ今事務局並びに確認委員から説明をいたしました。質疑はありませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので質疑を終わります。</p> <p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第193号 農地法第5条の規定による許可申請について」、はじめに、本案件のうち、島根県農業会議 常設審議委員会からの意見聴取が不要である申請番号1番から4番の計4件について、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第193号 農地法第5条の規定による許可申請について」、申請番号1番から4番の計4件について、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、本案件のうち、島根県農業会議 常設審議委員会からの意見聴取が必要となる申請番号5番について、申請のとおり許可相当であると確認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第193号 農地法第5条の規定による許可申請について」、申請番号5番について、申請のとおり許可相当であると確認することに決定をいたしました。今後、島根県農業会議 常設審議委員会で審議され、許可を適当と認められた場合は、会長専決により許可を決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、「議題194号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>議案書 32 ページ「議第 194 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」説明します。</p> <p>33 ページをご覧ください。</p> <p>今回の案件は〇〇町 3 件、〇〇町 3 件、〇〇町 1 件の計 7 件申請されております。</p> <p>この全ての計画とも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件である「全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」の要件を満たしていると考えます。</p> <p>ご審議よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がございましたが、慣例により各町でご協議いただくこととします。</p> <p>14 時 50 分まで、暫時休憩といたします。ご協議をお願いします。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	<p>会議を再開します。</p> <p>先ほど、休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表していただきます。</p> <p>〇〇町より順次発表願います。</p>
9 番	<p>9 番〇〇です。〇〇町 3 件、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。</p>
6 番	<p>6 番〇〇です。〇〇町 3 件、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。</p>
5 番	<p>5 番〇〇です。〇〇町 1 件、妥当と判断しましたのでご報告いたします。</p>
議 長	<p>ただ今、各町から発表のとおり、許可妥当ということですが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>「議第 194 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は申請のとおり全て妥当とし市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第194号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は申請のとおり全て妥当とし市長に報告することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第195号 地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見具申について」を議題とします。</p> <p>国土調査課より説明を求めます。</p>
国土調査課	<p>国土調査課の加藤です。よろしくお願ひします。</p> <p>「議第195号 地籍調査において登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見具申について」説明します。</p> <p>中身に入る前に資料No.3をご覧ください。現在の地籍調査の進捗状況及び概況について説明します。現在地籍調査の進捗状況ですが、今、実際に地籍調査が実施されている地区については、〇〇町と〇〇町で実施しています。〇〇町の進捗率が約88%、〇〇町が約53%で雲南市全体では約89%です。これは平成28年4月現在の数値であります。裏面の図面の管内図ですが、緑色の表示が既に調査が完了しているところ。赤色の表示が今回農業委員会にお諮りする地区です。茶色は現在調査を実施している地区ということで色分けしています。</p> <p>具体的に今回お願ひしている4地区について説明します。</p> <p>説明で資料の順番が前後しますがご容赦下さい。</p> <p>最初に、44ページをご覧ください。〇〇2について説明します。まず、1番目の農地を非農地とする土地について、調査前の地目、田が44筆、畑が43筆で計87筆ありました。調査後ですが、田については宅地が1筆、山林が29筆、原野が7筆、公衆用道路が1筆、ため池が1筆、小計39筆となっています。畑については山林が30筆、原野が3筆、小計33筆となり合計で72筆となっています。調査後の筆数については、一部調査地目変更により複数の地目が変わった場合は、それぞれ調査後の地目の筆数に数えています。2番目の地目別筆数面積変動表については、調査前の田については44筆、畑については43筆で、面積は田については1.47ha、畑については1.17haありましたものが、調査後は田については2筆、畑については1筆で、面積は田については0.21ha、畑については0.05haと変わっています。筆数の変動については、合筆、地目変更により変わってきています。面積については、調査前の面積は公簿上の面積、調査後は実際に現地を測量した面積です。測量も合筆、地目変更の内容により面積が変わっています。次に45ページをご覧ください。地目別筆数面積変動表等調書ですが、重複しますが調査前の田が44筆、面積1.47ha、畑が43筆、面積が1.17haが調査後は田が2筆、面積0.21ha、畑が1筆、面積が0.05haに変わっております。以上報告させていただきます。</p> <p>各地区につきまして、あと3地区ありますがそれぞれ担当者が順次説明させていただきます。よろしくお願ひします。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
国土調査課	<p>国土調査課の高橋です。続きまして〇〇3工区について説明します。よろしくお願いいたします。議案書38、39ページです。ご覧ください。1番目の農地を非農地とする土地について、調査後ですが、田が106筆、畑が118筆となっております。調査の結果、田については宅地が4筆、山林が14筆、原野が69筆、雑種地が10筆、公衆用道路が6筆、用悪水路が1筆、堤が2筆、小計106筆となっております。畑につきましては、宅地4筆、山林28筆、原野73筆、雑種地12筆、墓地1筆となっております、小計118筆となっております。合計の調査前351筆が調査後224筆となっております。2番目の地目別筆数面積変動表については、調査前の田については211筆が調査後は、68筆、畑については140筆が31筆となっております。地目別筆数面積変動表等調書については、ご覧をいただきたいと思ひます。以上です。</p>
国土調査課	<p>続きまして〇〇2工区について国土調査課の金山です。よろしくお願いいたします。議案書40、41ページをご覧ください。1番目の農地を非農地とする土地について、調査前の田が181筆、調査後ですが、宅地が12筆、山林が28筆、原野が33筆、雑種地が21筆、池沼が1筆、用悪水路が2筆、小計97筆となります。畑の調査前が150筆、調査後ですが、宅地が16筆、山林が41筆、原野が27筆、雑種地が11筆、墓地が4筆、小計99筆となります。合計として調査前地目331筆が調査後196筆となります。2番目の地目別筆数面積変動表については、調査前の田については181筆、面積11.78ha、調査後の田は34筆、面積4.82ha、畑については調査前が150筆、面積2.56ha、調査後の畑は72筆、面積1.94haで合計は調査前331筆、面積14.34haが、調査後が筆数106筆、面積6.76haとなっております。地目別筆数面積変動表等調書については、ご覧をいただきたいと思ひます。以上です。</p>
国土調査課	<p>国土調査課の岡田です。よろしくお願いいたします。私からは42ページ、43ページの〇〇2工区について説明を申し上げます。1番目の農地を非農地とする土地について、調査前の田が133筆、畑が144筆、合計が277筆です。調査後筆数ですが、田については、山林が128筆、原野が1筆、公衆用道路が3筆、用悪水路が3筆、小計135筆となります。畑については、山林が129筆、原野が3筆、雑種地が2筆、公衆用道路が10筆、墓地が1筆、用悪水路が5筆、小計150筆となります。合計として調査後285筆となります。2番目の地目別筆数面積変動表については、調査前の田については151筆、面積6.06ha、調査後の田は5筆、面積0.57ha、畑については調査前が154筆、面積5.95ha、調査後の畑は0筆、面積0.00haとなっております。調査前の合計が305筆、面積12.01haが、調査後の田の筆数が5筆、面積0.57haとなっております。地目別筆数面積変動表等調書については田、畑については説明申し上げましたので、そのほかの地目についてはこの表をもってご確認いただければと思ひます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、国土調査課より説明がありましたが、質疑はありませんか。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
23番	23番〇〇です。〇〇2のところ教えてください。1番のところ、調査前地目の田が133筆と畑が144筆となっていますが、2番のところ田が151筆、畑が154筆となっていますが、この違いを教えてください。
国土調査課	この部分についてご説明いたします。ほかの地区と表現が違っており申し訳ありませんが、上段の田133筆と2番の田の151筆の差についての質問かと思いますが、田から田へ変わった場合、地目が変わらなかった場合もあります。その分が差の部分と思っています。田から田については、取りまとめとしては、1番目は農地を非農地とするということで変更部分は含んではいません。2番目については、全体を表すということで、田から田へ変わった部分についても含めたトータルです。畑についても変更がなかった部分についても含んでいます。
23番	ありがとうございました。
議長	他に質疑はありませんか。
14番	14番〇〇です。関連して42ページですがどう理解してよいか、下の表で畑が154筆、上の表が畑144筆で畑のままが10筆。下の154筆の右側の調査後が0というのはどういうことですか。
国土調査課	申し訳ございません。説明が不足していました。田を畑にした場合も農地同士ということで、田から田、田から畑については、1番については含んでおりません。畑の10筆については、畑を一部残土処理の土を使って個人的に圃場整備をされ、地目が畑から田に変わった部分があります。その部分が10筆ほど含まれた形で調査をさせていただきました。説明が不足しており申し訳ありません。
14番	了解です。
議長	他にございませんか。
14番	14番〇〇です。公衆用道路とはどのような性格のものですか。例えば根波別所では畑から10筆ほど公衆用道路に変わっています。他のところはありませんが、一般論で結構です。
国土調査課	地籍調査での公衆用道路の位置づけは、一般的に認定道路ではなく、国道、県道、市道ではなく、あくまでの個人名義の土地で複数の人が利用されている道路ということで、その場合に公衆用道路として位置付けて地目の認定をしています。例えば田んぼのあぜ道とか農耕車が通るような道は公衆用道路とはしませんが、宅地に向かって1軒ではなく複数軒家があるところに続いている道については、認定道路に含まないが複数の人がご利用になっている道ということで公衆用道路として調査認定しているということです。

発信者	議 事 録 要 旨
1 4 番	畑から公衆用道路に10筆移っていますが、2人以上の人が利用されている畑を公衆用道路として使っているということで整理したということでしょうか。
国土調査課	おっしゃられるとおりで、宅地周りに限らず、田や畑を耕作するにあたって複数の人が道としてご利用されている場合、その道を公衆用道路ということで調査を進めさせていただいております。
1 4 番	関連するが、地籍調査後、43ページをみるとかなり数が減っていますが、合筆の関係もあるのでしょうか。
国土調査課	おっしゃられるとおりです。合筆等で、もともと調査の基礎資料は、だんご図を用いますが、ものすごく細かい筆で分かれているものを、これを調査によって合筆の手法で取りまとめをしますその関係で筆数も減っています。
1 4 番	感想ですが、かなり減っていますね。逆にかなりあったということですね。ありがとうございました。
議 長	他に質問はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。 次に、討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	討論を終わります。 お諮りいたします。「議第195号 地籍調査において登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見具申について」は、提案のとおり了承として市長に報告することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。 よって、「議第195号 地籍調査において登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見具申について」は、提案のとおり了承として市長に報告することに決定いたしました。
議 長	次に、「議第196号 雲南市農業委員会の委員の選任に関する規則について」、「議第197号 雲南市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則について」、「議第198号 雲南市農業委員会の委員に関する評価委

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>員会設置要綱について」、「議第199号 雲南市農業委員会の農地利用最適化推進委員に関する選考委員会設置要綱について」を一括して議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>「議第196号 雲南市農業委員会の委員の選任に関する規則について」、「議第197号 雲南市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則について」、「議第198号 雲南市農業委員会の委員に関する評価委員会設置要綱について」、「議第199号 雲南市農業委員会の農地利用最適化推進委員に関する選考委員会設置要綱について」、一括して説明をします。</p> <p>議案書は46ページから72ページに記載をしています。これにつきましては、前回第30回総会のその他事項において、それぞれの規則、要綱の構成を説明させていただいております。</p> <p>制度改正に向けて、昨年12月に定数条例の制定をおこない、次に関連する規則等を定めるものです。内容の文言については、法令審査委員会に委ねることとしておりましたので、法令審査委員会の確認により、この内容となりました。</p> <p>ご承認いただければ本日を公布日として制定したいと考えます。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。</p>
21番	<p>21番〇〇です。文言については正しいか、正しくないかはわかりませんが、審査を受けて定まったものと言われました。どうなのかなと思う所がありましたのでお願いいたします。47ページの推薦を受ける者及び応募する者の資格というところで、市内に住所を有する者を基本に、市外に住所を有する者も妨げないという書き方だと何が資格になるかわかりにくい。誰でもいいというような感じにとられる。実際に推薦する者が考えた時に、あの人をお願いしようと思った時に、誰でもいいのかということでもいいのかどうか。市内に住所がある人でないと駄目だよということなのか、わかりにくい。雲南市の職員は駄目で、他の市の職員はいいのかどうか。そのようなところがどうなのかと気になった。第4条などで農業者等の等はどの範囲のことを必要としているか。等が必要かどうか。間違った解釈で物事が進んでしまうようなことにならないかという気持ちになります。委員の補充は欠員が6分の1を超えた場合と書いてあるが、募集区分が推薦とか農業団体等からの推薦したものの内訳の区分けがしてあるならば、そこが抵触しないものかどうか。ただ6分の1の数が欠員になっただけでいいのかどうか。そこを含めた数の規定とか、規則を考える中で差し障りがあるのか、もう少しわかりやすいほうがいいのかと読ませてもらいました。</p>
事務局	<p>規則、要綱の言葉をみるとわかりにくいということがあります。第3条については、このように書いてあれば誰でもいいということに理解されます。規則、要綱を定めるにあたっては、既に新しい体制になっている自治体のものを、ホームページで確認したり、雲南市と同様の時期に新しい体制になる県内他市の状況を参考にしました。しかし、基になるのは法や政令であり、そこを確認しながら書き上げました。等の表現</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>はいろいろなところで使っていますが、必ずしもこうでなければならないということではなく、法の逃げ道ではございませんがこのような文言で現しています。6分の1規定は、農業委員は公職選挙法に準じており、そこを準用し数字を入れています。回答になりませんが、そのようなところを参考にしながらの書きぶりにしたところ です。</p>
議 長	<p>理解できたでしょうか。</p>
21番	<p>私は、いいとか悪いとかではなく、もう一度あまり後で困られるようなことになる と大変になるのではということでの意見です。</p>
議 長	<p>若干私の方から補足説明をさせていただきます。市内に住所を有する者を基本に、市外に住所を有する者も妨げないということは、いわゆる中立委員は、市内でも市外でもどこでもよい。基本は地域代表制を確保すると言っていますが、中立委員は全国的には市外の人 が 沢山おられます。例としては、大学教授を入れてくるなど学識経験を 入れるが、雲南市はなるべく市内の人でやろうとしている。そうなれば市外の人 が 入ってくる。雲南市のいろいろな審議会には、すべて島大の助教授とかが入っ てい ますが、ああいうかたちで入ってくることを一人くらい想定したものです。おっしゃる とおりみんな市外から農業委員を入れることはありません。市内に住所を有する者、 地域代表を基本に考えながら、そこも一点もっているということが基本です。市の職 員は、地方公務員法の兼職禁止に引っかかってくる。基本的に駄目です。出雲市、 松江市の職員でも駄目です。農業者等が推薦というところは、農業者が推薦となると 行き詰まる ところもあります。農業者を含めた、例えば農業に関係の無い中立委員で も出さなければなら ない状況であり、いわゆる農業者等は地域で検討していただくこ とが基本であり、その流れで等が入っているのをご理解をいただきたい。逃げ道ばか りでなく選考に過程でそのような問題もおきてきます。6分の1規定に関しては、6 分の1に関わらず、欠員があれば補充をしなければなりません、今まで認定農業者 を出しており、たとえば欠員ができたので他の誰でもよいということではありませ ン。そこには、法律で認定農業者は何割、努力事項として女性委員とか若者とか努力項目 がありますが、認定農業者は数字で規定してありますので、認定農業者がそれで法律 のすれすれの数であったら、次に出す人は認定農業者でなければなりませんし、若干 上回っていればその範囲まではいいというのが基本です。それを文章化するとこのよ うになります。2カ年に亘って検討してきており、これを文章化して規則や条例にす るとこのようになります。これが完璧とは思いませんが、問題が起きればその都度改 正しなければなりません、基本はその流れの中にあるとご理解をいただきたいです。</p>
議 長	<p>他に質疑はございませんか。</p>
22番	<p>22番〇〇ですが、雲南市の法令委員とありましたが、構成とわかれば名前も含め て どういう人が何人おられるかをお願いします。</p>
事務局	<p>市の法令審査委員会の事務局は総務部総務課にあります。こちらが条例や規則等の</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	内容を確認します。作成するのは原課であります。法令審査委員会は法に則した表現や他の法と比べた時にどうかなど内容をチェックします。何人おられるかは担当課に確認しなければなりません。構成は市の職員の中堅職員で全員が管理職ということではありません。人数等は確認をさせていただきます。
2 2 番	評価委員会の構成はどうですか。
事務局	議第198号に評価委員会設置要綱を定めています。委員は68ページの第3条に記載していますが、農業委員に推薦のあった人の人となりを見るというもので、副市長、産業振興部統括監等により評価委員会を設置し候補者を決定していきます。
2 2 番	一般の者は入っていませんか。
事務局	はい、そうです。
2 2 番	わかりました。
議 長	他に質疑はございませんか。
1 4 番	14番〇〇です。49ページの第9条第2項ですが、補充の仕方についてですが、必要な事項は別に定めるとなっているので、補充をする場合の手続きとは別に定めるところに進めることになるのですかね。リーガルチェックですからいろんな面で法的なチェックをかけているので、〇〇さん言われるとおり、解釈も含めて法令審査委員会で一条ごとに解釈を整理されているはず。それを事務局としてお持ちと思うが、僕らはここで聞いているわけだが、農業委員会ではない人も聞かれ見られた時に、これはこういうことであるとの説明ができる整理、解釈版を、リーガルチェックの時は必ずこれを作るので、それを整理しておかれたがよいと思いますのと、もう一つはどのような補充の仕方を考えて、規則を作られたのか聞かせてもらいたい。
事務局	補充については、推薦、公募でありますので、このような場面になれば今回と同じやり方で募集要項に則り推薦、公募をいただくこととなります。逐条解説のようなことだと思いますが、法令審査委員会からすべての条例等に設けなさいというところではありませんので、これに限って作ることは考えていません。
1 4 番	私が言いたかったのは、今回初めてのことで、よーいドンなものですから、これを作った時、制定した時に、こういう考えでこう表現したということがあったほうが、人が変わった時に事務局が持つておられればよいが、あったほうが後々になんでこのようにしたのか、解釈の齟齬を生まないで理解が早いかなという感じで話を聞いていました。これは、意見です。
議 長	〇〇委員さんがおっしゃるように、行政出身でよくご存じのとおり、総務部を中心

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>に、法令審査会で法令や条例文はできるだけ短くまとめ、きちっとやっていくことが基本であり、それで網羅する条例や法令は、法令審査会に出して通過したものでなければ制定することができないというのが実態ですので、このような形で審査会を通っており、審査会といえども盤石ではないと思います。指摘が起きることがありますが、その都度担当課、法令審査会で再度協議をいただいてやっていくことが必要ではなからうかという思いがしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。</p>
議 長	<p>他に質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので質疑を終わります。</p> <p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第196号から議第199号について」は、提案のとおり制定することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第196号から議第199号について」は、提案のとおり制定することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>以上で、本日の議事日程は全て終了しました。閉会といたします。</p>
事務局	<p>ご起立下さい。</p> <p>一同互礼。</p> <p>ご着席ください。</p> <p>次にその他事項に入ります。</p> <p>【その他事項】</p> <p>(1) 女性農業委員の登用に向けて</p> <p>(2) 農地の賃借料情報提供について</p> <p>(3) 農業委員等募集要項について</p> <p>(4) 平成28年度農業委員会忘年会の精算について</p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____